

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和元年10月7日(月)午後1時30分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	藪	内	義	成
2番	村	田	正	己
3番	山	本	喜	八郎
4番	中	西	義	晴
5番	吉	川	敏	彦
7番	田	中	壽	嗣
8番	内	田	裕	夫
9番	小	寺		均
10番	西	村		裕
11番	南		和	弘
12番	(欠		員)	
13番	林			勉
14番	田	口	洋	輔
15番	曾	束	竹	司
16番	南		秀	和
17番	内	田	孝	司
18番	小	森	保	豊
19番	茨	木		清
20番	林		吉	一

4. 欠席委員

6番	上	田	幸	子
----	---	---	---	---

5. 会議録署名委員 8 番 内 田 裕 夫
 9 番 小 寺 均

6. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	梶 原 哲 郎
農業委員会事務局	田 口 雄 基
農業委員会事務局	高 橋 華 寿 紀

7. 議 事

議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について (3 条許可)
議案第 2 号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について (納税猶予 (入口))
議案第 3 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の決定について (利用権設定)
報告第 1 号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について (4 条届出)
報告第 2 号	農地の一時使用 (変更) について (農地の一時使用変更届)
報告第 3 号	農地の使用貸借解約通知書について (使用貸借の合意解約)

8. 会議の経過

(事務局長)

それでは、ご案内をしておりました時間になりましたので、令和元年第10回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

なお、本日は上田委員から欠席届けをいただいておりますのでご報告いたします。それでは、本日の出席委員は、農業委員が13名中12名、農地利用最適化推進委員6名中6名で、定足数に達していますので、総会は成立いたしております。

開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

- 農地法第3条の規定による許可申請について
(3条許可) 6件
- 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
(納税猶予(入口)) 3件
- 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(利用権設定) 5件
- 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について(4条届出) 1件
- 農地の一時使用(変更)について
(農地の一時使用変更届) 1件
- 農地の使用貸借解約通知書について
(使用貸借の合意解約) 1件

それではまず、議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名をいたします。8番の内田裕夫委員、それから9番の小寺委員。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。事務

(事務局)

局より説明を願います。

議事に入ります前に、さる9月26日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は略します。

3番 山本委員

5番 吉川委員

6番 上田委員

7番 田中会長

8番 内田裕夫委員

事務局2名により実施しております。

それでは、議案第1号受付番号16につきましては議案書1ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真1ページをご覧ください。

また、議案書2ページにお付けしております農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書もご覧になり審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、議案第1号受付番号16、これにつきまして、現地調査の報告を調査委員、よろしく願いいたします。

(●●●●委員)

それでは、議案第1号受付番号16の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

ただ今、議案第1号受付番号16の説明と報告が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

(会長)

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないよう
でございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号16
に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いします
ます。

全員挙手。よって、議案第1号受付番号16につい
て許可することに決定をいたします。

それでは続きまして、受付番号17について、事務
局より説明を願います。

(事務局)

議案第1号受付番号17につきましては議案書3
ページをご覧ください。内容につきましては記載のと
おりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写
真1ページをご覧ください。先ほどの隣の農地となっ
ておるところでございます。

また、議案書4ページにもお付けしております農地
法第3条調書もご覧になり審議をお願いいたします。
会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査の報告を調査委員、よろしくお
願いいたします。

(●●●●委
員)

議案第1号受付番号17の案件につきまして、現地
調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思わ
れます。

(会長)

議案第1号受付番号17の説明と報告が終わしま
した。この件について、何かご意見ご質問はございま
せんか。

(会長)

よろしいですか。はい、それでは特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号17を許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、議案第1号受付番号17について許可することに決定をいたします。

続きまして、受付番号18について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第1号受付番号18につきましては議案書5ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真2ページをご覧ください。

こちらにつきましても、議案書6ページにお付けしております農地法第3条調書もご覧になり、審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査の報告を引き続き●●●●委員、よろしくをお願いいたします。

(●●●●委員)

議案第1号受付番号18の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

議案第1号受付番号18の説明と報告が終わりました。この件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

(会長)

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないよう
でございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号18
を許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いい
たします。

全員挙手。よって、議案第1号受付番号18につい
て許可することに決定をいたします。

これから審議をしていただく議案第1号受付番号
19につきまして、●●委員に関する案件であります
ので、農業委員会等に関する法律第31条の規定によ
り、議事参与の制限によりまして退室をお願いをいた
します。

(●●委員 午後1時37分 退席)

(会長)

それでは受付番号19について、事務局より説明を
願います。

(事務局)

議案第1号受付番号19につきましては議案書7
ページをご覧ください。内容につきましては記載のと
おりでございます。本案件につきましては、譲渡人であ
ります●●●●が持分3分の1を残したまま、譲受人
2人に3分の1ずつ譲渡されるというような案件で
す。最終的には3人の共有の農地になるというもので
ございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写
真3ページをご覧ください。

こちら議案書8ページにお付けしております農地
法第3条調書もご覧になり審議をお願いいたします。
会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査の報告を引き続き●●●●委
員、よろしくをお願いいたします。

(●●●●委員)

議案第1号受付番号19の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われます。

(会長)

議案第1号受付番号19の説明と報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか、ないですか。それでは、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号19を許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、議案第1号受付番号19について許可することに決定をいたします。

(●●委員 午後1時39分 入室)

(会長)

それでは、これから審議をしていただく議案第1号受付番号20と受付番号21については、譲受人が同じでございますのでまとめて審議をしたいと思えます。事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第1号受付番号20につきましては議案書9ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真4ページをご覧ください。

次に受付番号21についてですけれども、こちらのほうは、議案書10ページになるんですけれども、この農地につきましては、使用貸借による権利の設定がなされておりましたので、事前に合意解約がなされております。使用貸借の合意解約につきましては、議案

(事務局)

書最後のページ、24ページをご覧ください。報告第3号受付番号5でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。この上の筆だけの合意解約がなされたというような内容でございます。解約の条件等につきましては下記のとおりでございます。

それでは、議案書10ページのほうに戻っていただきまして、受付番号21につきましては、内容につきましては記載のとおりでございます。

こちらの所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真5ページをご覧ください。

なお、農地の所有権につきましては、法人の場合は農地所有適格法人でなければ取得できないことになっております。この度、現地調査の際に●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●が農地所有適格法人かどうか、その要件について事前審査を併せて実施していただいております。

こちらの審査につきましては、議案書11ページの農地所有適格法人要件確認書をご覧ください。こちらに記載のとおり、要件に適否と書かれた所が4カ所ございますけれども、全て適となっておりますのでございます。

また、議案書12ページにも農地法第3条調書をお付けさせていただいておりますので審議をよろしくお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告及び農地所有適格法人に係る事前審査の報告を調査委員、よろしくお願いいたします。

(●●●●委員)

議案第1号受付番号20と受付番号21の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件の該当地については、特に問題ないものと思われ
れます

(●●●●委員)

また、併せて、農地所有適格法人に係る事前審査の報告をさせていただきます。

●●●●●●●●●●●●●●については、農地所有適格法人の要件である法人形態、事業内容、売上高、議決権、役員すべての要件について、満たしているものと思われます。

(会長)

はい、どうもご苦労様でした。それでは、議案第1号受付番号20と受付番号21の説明と報告が終わりました。この件について、何かご意見ご質問はございませんか。よろしいですか。

(●●委員)

はい。

(会長)

はい、●●委員。

(●●委員)

今、報告で法人要件を皆全て満たしているということでしたけど、数値がこれには載ってきてないんやけど、それはもうそんでええわけですか。数値はここに要らんわけですか。全部0円になっててね。適、適とは書いてあるけどね。

(事務局)

それは11ページの売上高の事ですか。また違いますか。

(●●委員)

11ページや。これは農地所有適格法人要件確認書ということやね。この11ページ。

(事務局)

はい、そうです。こちらの売上高の所でございますけれども、要件といたしましては、売上高の過半が農業でなければならぬというふうに決まっております。今回、前回報告が決算の加減です、0となったというふうに聞いております。前回報告については30年6月から10月の4ヶ月間、今回報告は30年

(事務局)

1 1 月から 3 月の短い期間であったので、今回については 0 というふうな報告を受けております。会社は立ちあげたけれども、個人のほうに計上しておるということでございます。で、今、3 1 年の 4 月から新しい年度に入っておるんですけども、●●●のほうにハウスを建てられて、出荷を始められているというふうにお伺いしております。参考にその納品伝票等を提出いただいております。出荷されているということで、ここは 0 となっておりますけれども、農業をされておるというふうに確認ができたので適というふうにさせていただいたところでございます。

(会長)

●●委員、よろしいですか。

(●●委員)

はい。報告でね、満たしているということやったんやけど、ただここに載ってへんからね。それでええのかちゅうことを聞いてるんや。

(会長)

はい、わかりました。はい、その他、何かご意見ございませんか。

はい、それではその他、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 1 号受付番号 2 0 と受付番号 2 1 に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、議案第 1 号受付番号 2 0 と受付番号 2 1 について許可することに決定をいたします。

それでは続きまして、議案第 2 号のほうに移りたいと思います。議案第 2 号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、納税猶予（入口）を議題といたします。

受付番号 2 について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号2につきましては議案書13ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真6ページから8ページをご覧ください。6、7、8でございます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いたします。

(●●委員)

議案第2号受付番号2の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題のないものと思われまます。

(会長)

ただ今、議案第2号受付番号2の説明と報告が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか、納税猶予の入口の部分です。よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号2について、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の該当地が農業相続人により適正に管理されており適格者と判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されており、適格者であると証明をいたします。

それでは、続きまして受付番号3について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号3につきましては議案書14ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真9ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査の報告を引き続き●●委員、よろしく願いいたします。

(●●委員)

議案第2号受付番号3の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題のないものと思われます。

(会長)

ただ今、議案第2号受付番号3の説明と報告が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号3について、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の該当地が農業相続人により適正に管理されており、適格者と判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されており適格者であると証明をいたします。

(●●●●委員 午後1時50分 退席)

(会長)

それでは続きまして、受付番号4について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号4につきましては議案書15ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真10ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いたします。

(●●委員)

議案第2号受付番号4の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題のないものと思われまます。

(会長)

ただ今、議案第2号受付番号4の説明と報告が終わりました。この件について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号4について、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の該当地が農業相続人により適正に管理されており適格者と判断することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されており適格者であると証明をいたします。

(●●●●委員 午後1時52分 入室)

(会長)

それでは次に、議案第3号のほうに移りたいと思います。議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権設定を議題といたしま

(会長)

す。

受付番号 6 3 について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第 3 号受付番号 6 3 につきましては議案書 1 6 ページと 1 7 ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。1 7 ページにつきましては、貸し手の詳細となっております、持分等が記載されているところでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 1 1 ページと 1 2 ページをご覧ください。

利用権の設定につきましては、本日 5 件でございます。農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項、黄色の用紙の内容により審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくをお願いいたします。

(●●委員)

それでは、議案第 3 号受付番号 6 3 の案件について、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

ただ今、議案第 3 号受付番号 6 3 の説明と報告が終わりました。この件について、何かご意見ご質問はございませんか。

利用権の設定です、よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 3 号受付番号 6 3 について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

(会長) 全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして受付番号64について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 議案第3号受付番号64につきましては議案書18ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真13ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長) それでは、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いいいたします。

(●●委員) それでは引き続きまして、議案第3号受付番号64の案件について、報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長) ただ今、議案第3号受付番号64の説明と報告が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号64について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(会長)

これから審議をしていただく議案第3号受付番号65及び受付番号66につきましては、●●委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、退室をお願いいたします。

(●●委員 午後1時55分 退席)

(会長)

それでは、受付番号65と受付番号66については、借り手が同じですので一括して審議をいたしたいと思えます。まとめて事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号65につきましては議案書19ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真14ページから16ページをご覧ください。14ページにつきましては、受付番号65は上の2つの写真でございます。それと、15、16とございます。

次に受付番号66についてですが、こちらは議案書20ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真14ページ、下2枚の写真でございます。こちらをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いたいたします。

(●●委員)

それでは引き続きまして、議案第3号受付番号65及び66の案件につきましては、現地調査の報告をさせていただきます。

(●●委員) 本件の該当地については、特に問題ないと思われ
ます。

(会長) ただ今、議案第3号受付番号65と受付番号66の
説明と報告が終わりました。この件について、ご意見
ご質問はございませんか。

よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問もな
いようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号65
と受付番号66について、可とすることに賛成の委員
さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたしま
す。

(●●委員 午後1時58分 入室)

(会長) それでは、続きまして受付番号67について、事務
局より説明を願います。

(事務局) 議案第3号受付番号67につきましては議案書2
1ページをご覧ください。内容につきましては記載のと
おりでございます。こちら、耕作面積が0になってい
ますとおり、新規就農者でございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写
真17ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長) それでは、現地調査の報告を引き続き●●委員、よ
ろしくお願いいたします。

(●●委員) それでは、議案第3号受付番号67の案件につつま
して、現地調査の報告をさせていただきます。

(●●委員)

本件の該当地については、特に問題ないものと思われます。

(会長)

ただ今、議案第3号受付番号67の説明と報告が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号67について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

これで、本日の審議案件は全て終わります。これより報告に入ります。

報告第1号受付番号2農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について、事務局より報告を願います。

(事務局)

報告第1号受付番号2につきましてもは議案書22ページをご覧ください。内容につきましてもは記載のとおりでございます。本件につきましてもは、もうすでに農地として利用されておらなかったんですけども、届出の際に顛末書を提出されまして、今回、届出の受理をさせていただいたところでございます。

所在地につきましてもは、詳細地図及び該当農地の写真18ページをご覧ください。

報告第1号受付番号2につきましてもは、令和元年8月29日付けで会長専決をいたしまして、届出者に対して受理通知書を発行いたしましたことを申し添えておきます。

(事務局)

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第1号受付番号2の報告がありましたけれども、何かご意見ございますか。

よろしいですか。よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問がないようですので、続きまして、報告第2号受付番号2農地の一時使用（変更）について、事務局より報告願います。

(事務局)

報告第2号受付番号2につきましては議案書23ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。本件につきましては、当初平成31年3月1日から9月13日までの予定の工期でございました水道管を河川の下にくぐらせる工事ですね、でございましたけれども、こちらの工期を延長されまして、平成31年3月1日から令和2年3月31日までというふうな届出がなされたところでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真19ページをご覧ください。

それでは、会長よろしくお願いいたします。

(会長)

それではただ今、報告第2号受付番号2の報告がありました。この件について、ご意見ご質問ございませんか。よろしいですか。

特にご意見ご質問もないようですので、これで本日の予定をしておりました審議と報告は全て終わりたいと思います。

午後2時44分 終了